

名消公第 5 号

令和 4 年度人事行政の運営等の状況の公表

令和 5 年 8 月

名 西 消 防 組 合

令和4年度人事行政の運営等の状況の公表について

名西消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和4年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

令和5年8月24日

名西消防組合 管理者 石井町長 小林 智 仁

I 名西消防組合職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任用状況

(1) 試験、選考に関する制度の概要

地方公務員法第15条に、職員の任用は、受験成績・勤務成績・その他の能力の実証に基づいて行われなければならないと規定されているとおり、人事行政のもっとも重要な部分の1つであり、この制度により適材を確保し、適所を与えて公務能率を増進させるものです。

(2) 採用試験による採用者数（試験の種類・職種）

1名（筆記及び体力試験、面接試験・消防吏員 採用は令和5年4月）

(3) 昇任の状況（昇任は令和4年度中）

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
1	1		3	1

昇任試験による昇任状況

消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長	
受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
1	1			3	3	1	1

選考による昇任状況

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
1				

2 再任用制度実施状況

(1) 制度の概要

平成13年度から公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引き上げ。また、平成25年度以降（消防司令以下の職員については平成31年度以降）、報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することで、雇用と年金を確実に接続することとする制度。

(2) 再任用の状況

令和4年度該当職員1名。

〈地方公務員法第28条の4による再任用 0名〉

〈地方公務員法第28条の5による再任用 1名〉

3 職員の離職状況（令和4年度中）

	項 目	人 数
1	定 年 退 職 者	
2	勸 奨 退 職 者	
3	早期退職優遇措置による退職者	
4	普 通 退 職 者	
5	分 限 退 職 者	
6	懲 戒 免 職 者	
7	死 亡 退 職 者	
8	任期満了による離職者	
9	合 計	0

4 職員の在職状況

職種別、年齢別職員数

令和4年4月1日現在

年 齢	18歳未満	18歳～19歳	20歳～21歳	22歳～23歳	24歳～25歳	26歳～27歳	28歳～29歳	30歳～31歳
消防吏員		3	1	7	5	3	4	5
その他								
年 齢	32歳～33歳	34歳～35歳	36歳～37歳	38歳～39歳	40歳～41歳	42歳～43歳	44歳～45歳	46歳～47歳
消防吏員	3	1	1		1	4	2	2
その他								
年 齢	48歳～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
消防吏員	4		2	1	1	1		1
その他								
年 齢	57歳	58歳	59歳	60歳	合 計	平均年齢	合 計	平均年齢
消防吏員					52	34	52	34
その他								

※再任用短時間勤務職員1名を除く

5 職員数の状況

令和4年度

部門 \ 区分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和4年	令和3年		
消 防 職	52 (1)	52 (1)	0 (0)	令和3年度末に石井町から派遣期間満了1名、フルタイム再任用者任期満了1名に対し、令和4年度に新規職員2名採用のため

1 職員数は消防職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時非常勤職員を除く。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

Ⅱ 名西消防組合職員の人事評価の状況

1 職員の人事評価について

(1) 概要

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることを目的とし、人事評価制度が導入されました（施行平成28年4月1日）。

これに伴い、「名西消防組合人事評価規程」を制定し、人材育成型の人事評価制度を行っています。

実施状況

年 度	管理職員	一般職員
令和4年度	○	○

Ⅲ 名西消防組合職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

令和4年度、名西消防組合職員の人件費の状況は表のとおりです。人件費は、管理者・副管理者・議員・監査委員の報酬、職員給（給与・職員手当）・共済組合・退職組合等の負担金・災害補償費等があります。

区 分	歳出額A	実質収支	人件費B	令和4年度の人件費率 B/A
	千円	千円	千円	%
令和4年度	423,962	10,224	364,186	85.90

※再任用短時間勤務職員1名を含む

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

名西消防組合職員の令和4年度の職員給与費の状況は表のとおりです。

*毎月決まって支給されるもの — 給料・扶養手当・住居手当・通勤手当・その他（管理職手当）

*勤務した実績に応じて支給されるもの — 超過勤務手当・特殊勤務手当（機関員・火災出動・救急出動等）

*臨時に支給されるもの — 期末・勤勉手当（年間合計4.4月分）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	53	166,329	48,577	62,895	277,801	5,241.53

※再任用短時間勤務職員1名を含む

3 管理者等の報酬

区 分	報 酬 (年 額)	備 考
管 理 者	72,000円	
副 管 理 者	54,000円	
議 長	42,000円	
副 議 長	36,000円	
議 員	30,000円	
監 査 委 員	9,000円	

4 職員の給与の状況 (再任用短時間勤務職員1名を含む)

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
R4年度	53	402	166,329	111,472	278,203	57,999	336,202	
R3年度	53	404	167,033	108,088	275,525	58,739	334,264	
比 較	0	▲ 2	▲ 704	3,384	2,678	▲ 740	1,938	

職員手当 の 内訳		時間外勤務手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
	R4年度	10,497	6,676	3,578	3,948	3,693	3,252
	R3年度	6,225	6,061	3,147	3,875	3,244	3,072
	比 較	4,272	615	431	73	449	180

職員手当 の 内訳		期末勤勉手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当		
	R4年度	62,895	2,212	14,677	44		
	R3年度	65,228	2,239	14,997	0		
	比 較	▲ 2,333	▲ 27	▲ 320	44		

5 職員の平均給料月額

区 分		管 理 職	事 務 職	消 防 職 員
令和5年 1月 1日 現在	平均給料月額 (円)	388,671	—————	252,992
	平均年齢 (歳)	52.4	—————	33.4
令和4年 1月 1日 現在	平均給料月額 (円)	391,543	—————	248,664
	平均年齢 (歳)	52.0	—————	34.0

6 等級別基準職務表

等 級	基 準 と な る 職 務
1 級	消防士の階級で定型的な業務を行う職務
2 級	消防副士長の階級で、主任の職務
3 級	消防士長の階級で、主査又は係長の職務
4 級	消防司令補の階級で 消防署の署長補佐の職務 消防本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う主査の職務
5 級	消防司令の階級で、消防署の署長又は副署長の職務 消防司令の階級で、消防本部の課長又は主幹の職務
6 級	消防司令の階級で、消防本部次長の職務
7 級	消防司令長の階級で、消防長の職務

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数

令和4年4月1日 現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		職制上の段階			
		(人)	(%)	(人)	(%)	段 階	
1 級	消防士の階級で定型的な業務を行う職務	1 0	19.2	1 0	19.2	係 員	
2 級	消防副士長の階級で、主任の職務	1 7	32.7	1 7	32.7	主任級	
3 級	消防士長の階級で、主査又は係長の職務	6	11.6	6	11.6	係長級	
4 級	消防司令補の階級で 困難な業務を行う主査の職務	3	5.8	5	9.6	課 長 補佐級	
	消防署の署長補佐の職務	2	3.8				
	消防本部の課長補佐の職務						
5 級	消防司令の階級で	消防署の副署長の職務	7	13.5	1 3	25.0	課長又は 主幹級
		消防本部の主幹の職務	1	1.9			
		消防署の署長の職務	2	3.8			
		消防本部の課長の職務	3	5.8			
6 級	消防司令の階級で、消防本部次長の職務					次長級	
7 級	消防司令長の階級で、消防長の職務	1	1.9	1	1.9	消防長級	
	合 計	5 2	100	5 2	100		

※再任用短時間勤務職員 1 名を除く

8 初任給の状況

区 分	消 防 職 員 (円)
高 校 卒	1 5 4, 6 0 0
短 大 卒	1 6 7, 1 0 0
大 学 卒	1 8 5, 2 0 0

9 昇給

区 分		令和 4 年 度		令和 3 年 度	
		管 理 職	消 防 吏 員 (管理職以外)	管 理 職	消 防 吏 員 (管理職以外)
職 員 数 (A) (人)		7	4 5	7	4 4
昇給に係る職員数 (B) (人)		7	4 5	7	4 2
号給数別内訳	1号給 (人)				
	2号給 (人)		1	1	
	4号給 (人)	4	3 4	4	3 4
	6号給 (人)	1	1 0	2	6
	8号給 (人)	2			2
比 率 (B) / (A) (%)		1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 5

※再任用勤務職員を除く

10 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の階級、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	1 2月 (月分)			
令和 4 年度	2. 1 5	2. 2 5	4. 4	有	
令和 3 年度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	有	
国の制度	2. 1 5	2. 2 2 5	4. 4	有	

※再任用勤務職員を除く

1 1 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	〃	〃	〃	〃	〃	

1 2 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	管 理 職	消 防 吏 員
給料総額に対する比率 (%)	2.2	0.0	2.2
支給対象職員の 比率 (%)	100.0	0.0	100.0
代表的な特殊勤務の名称	消火・救急のための出動手当・機関員手当・深夜勤務手当・派遣手当		

1 3 その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	_____
住 居 手 当	同 じ	_____
通 勤 手 当	同 じ	_____

IV 名西消防組合職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 1週間の勤務時間 ー 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分です。

(2) 週休日及び

勤務時間の割振りー 日曜日及び土曜日は週休日です。

月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られています。

交代制勤務者の1当務勤務時間は15時間30分です。勤務サイクルは3回当務して1回休み、8週間に1回の指定休が与えられています。

(3) 休憩時間 ー 1日の勤務時間が、6時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を置くものとされています。

(4) 休息時間 ー 条例の制度としては残されているが、現在は運用していない。

(5) 勤務時間 ー 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分、休憩時間は12時から13時までです。
交代制勤務者の当番日の正規の勤務時間は、8時30分から翌日8時30分、休憩時間は12時から13時まで、17時15分から18時15分まで、22時から翌日4時30分までです。

2 年次有給休暇

(制度の概要)

年次有給休暇は、いわゆる週休日のほかに、毎年一定日数の「勤労から開放される日」を与え、これを有給とすることによって、職員に休養をとらせ、心身の疲労回復、ひいては労働力の維持培養を図ることを趣旨としています。

年次有給休暇は、一年度ごとにおける休暇で日数は20日、前年からの繰越日数が20日合計で最大40日です。

(有給休暇取得状況)

令和4年12月末日現在

年 次 有 給 休 暇 取 得 日 数					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職 員 数	有給休暇取得延べ日数	平均取得日数	職 員 数	有給休暇取得延べ日数	平均取得日数
10	109 日	10.9日	43	812 日	18.88日

※再任用勤務職員含む

3 特別休暇

(制度の概要)

特別休暇は、選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他の特別休暇の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として条例で定められている休暇です。

(特別休暇取得状況)

令和4年12月末日現在

特 別 休 暇 取 得 日 数					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職 員 数	特別休暇取得延べ日数	平均取得日数	職 員 数	特別休暇取得延べ日数	平均取得日数
10	19 日	1.9 日	43	274 日	6.372日

※再任用勤務職員含む

4 育児休業及び部分休業

(制度の概要)

育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、職員の3歳に満たない子を養育するために、3歳に達する日まで育児休業ができる制度です。

(育児休業及び部分休業の取得状況)

令和4年12月末日現在

育児休業及び部分休業取得状況					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職員数	育児休業及び部分休業取得人員	延べ取得期間	職員数	育児休業及び部分休業取得人員	延べ取得期間
10	0	0	43	0	0

※再任用勤務職員含む

5 介護休暇

(制度の概要)

介護休暇は、職員の配偶者・父母・子・配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護するための休暇です。

(介護休暇の取得状況)

令和4年12月末日現在

介護休暇取得状況					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職員数	介護休暇取得人員	平均取得日数	職員数	介護休暇取得人員	平均取得日数
10	0	0	43	0	0

※再任用勤務職員含む

6 病気休暇

(制度の概要)

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇です。期間は、一般的な負傷又は疾病は90日以内、その他公務上及び結核性疾患は180日以内です。

(病気休暇取得状況)

令和4年12月末日現在

病 気 休 暇 取 得 状 況					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職 員 数	病気休暇取得人員（人）	延べ取得日数	職 員 数	病気休暇取得人員（人）	延べ取得日数
10	0	0日	43	14	145日

※再任用勤務職員含む

7 職務専念義務の免除

(制度の概要)

地方公務員法第35条の規定により職務専念義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができます。

(1) 法律に基づく場合

- ア 休職
- イ 停職

(2) 条例に基づく場合

- ア 休日休暇に関する事項
休日・年次有給休暇・特別休暇
- イ 勤務時間に関する事項
休憩時間

ウ 職務に専念する義務の特例に関する条例

(ア) 研修を受ける場合

(イ) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(ウ) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

(職務に専念する義務の特例に関する条例の規定による免除の状況)

令和4年12月末日現在

職務専念義務免除					
消防職員（毎日勤務者）			消防職員（交代制勤務者）		
職員数	延べ免除日数	平均日数	職員数	延べ免除日数	平均日数
10	3日	0.3日	43	60日	1.4日

※再任用勤務職員含む

V 名西消防組合職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(制度の概要)

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能率を維持することを目的として職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

分限処分の状況

令和4年度

分 限 処 分 の 状 況				
降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	合計 (人)
0	0	1	0	1

2 懲戒処分

(制度の概要)

懲戒処分は、任命権者が職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものです。

懲戒処分の状況

令和4年度

懲 戒 処 分 の 状 況				
戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	合計 (人)
0	0	0	0	0

VI 名西消防組合職員のサービスの状況

1 地方公務員のサービス規律の概要

地方公務員法では、職務を遂行するにあたってサービスの根本基準の趣旨として2つ挙げられます。

(1) 公務員の基本的な性格 — 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること

(2) 職務専念義務 — 職務専念義務は地方公務員法第35条でより具体的に規定されておりサービス全体に通じる基本原則

2 地方公務員法に定められているサービス上の義務

(1) サービスの根本基準 (第30条)

(2) サービスの宣誓 (第31条)

(3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (第32条)

(4) 信用失墜行為の禁止 (第33条)

(5) 秘密を守る義務 (第34条)

(6) 職務に専念する義務 (第35条)

(7) 政治的行為の制限 (第36条)

(8) 争議行為等の禁止 (第37条)

(9) 営利企業等の従事制限 (第38条)

3 服務規律の確保及び綱紀肅正のためにとった措置の概要

- (1) ゴールデンウィーク時の事故防止 ー 対象職員全職員
- (2) 年末年始時の事故防止 ー 対象職員全職員
- (3) 交通安全運動期間の周知 ー 対象職員全職員
- (4) 綱紀肅正について ー 対象職員全職員

4 営利企業等の従事許可の状況

令和4年度中の許可はありませんでした。

VII 名西消防組合職員の退職管理の状況

1 職員の退職管理について

(概要)

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正に伴い、元職員による現職職員への働きかけを禁止する規則等が導入されました（施行：平成28年4月1日）。

名西消防組合においては、平成28年度中に名西消防組合職員の退職管理に関する条例等制定し、法や条例の定めに従い、職員の退職管理の適正を確保するとともに、管内住民の皆様からのより一層の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2 職員の離職状況（令和4年度中）

令 和	定年退職者	再任用職員	0 名
		関係町再任用職員	0 名
		民間企業	0 名
		県・他の町村	0 名
		その他	0 名
4 年度	上記の内、規則等で 定める退職者	再任用職員	0 名
		関係町再任用職員	0 名
		民間企業	0 名
		その他	0 名

Ⅷ 名西消防組合職員の研修の状況

1 研修の実施状況（令和4年度）

徳島県消防学校					
初任教育	専科教育				
初任科	警防科	予防査察科	救急科	救助科	火災調査科
2	2	2	2	2	

徳島県消防学校					
専科教育	幹部教育		特別教育		
特殊災害科	初級幹部科	上級幹部科	水難救助	応急手当指導員講習①	通信指令課程
		2			2

救急救命九州研修所		救急救命東京研修所
救急救命士研修生	指導救命士処置拡大追加講習	救急救命士研修生
1	—	—

消防大学校		
警防科	火災調査科	救助科
—	—	—

IX 名西消防組合職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康管理事業（令和4年度）

（1）職員の健康診断の実施状況

- ア 健康診断 ー 年1回実施
- イ 潜水隊員に対する健康診断
- ウ 人間ドック ー 希望者・交代制勤務職員
- エ B型肝炎抗体検査・ワクチン接種
- オ 新規採用者に対するB型・C型肝炎・水痘・風疹・麻疹・ムンプス・結核検査
- カ 新規採用職員に対するB型肝炎ワクチン接種・ムンプス・水痘・風疹・麻疹
- キ 救急救命士に対する各種抗体検査・ワクチン接種
- ク インフルエンザ予防接種
- ケ 破傷風ワクチン接種
- コ 結核(Tスポット)検査

（2）災害補償の実施状況

（制度の概要）

昭和42年12月に地方公務員災害補償法が施行されました。同法に基づき徳島県内各地方公共団体に代わって一元的に地方公務員災害補償基金徳島県支部が災害補償の実施を行っています。不幸にして職員が被災した場合、迅速かつ公正な補償を実施するため万全の体制で取り組んでいます。

補償の種類

療養補償 休業補償 傷病補償年金 傷害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償 福祉補償

令和4年度中の災害補償の認定請求は、2件ありました。

2 福利厚生事業

名西消防組合職員の年金制度及び健康保険制度は、徳島県市町村職員共済組合で行っています。その他の福利厚生事業は、名西消防組合職員互助会で行っているものもあります。

(1) 徳島県市町村共済組合について (令和4年度)

ア 事業主負担率

	千分率				
	厚生年金	基礎年金	短期	短期公的	短期特財
標準報酬月額及び 標準期末手当等	91.5	41.6	47.0	0.06	0.1
	退職等年金	経過的長期	保健	介護	
標準報酬月額及び 標準期末手当等	7.5	0.1105	2.3	8.9	

イ 負担金

	単位千円	
職員共済費負担金等	57,328	
退職手当組合負担金	27,890	
地方公務員災害補償基金	671	
合計	85,889	

(特別負担金含む)

(2) 名西消防組合職員互助会について

ア 会費

	職員会費（月額） （均等割）	消防組合 負担金	消防組合補助金 （1人当たり）
令和4年度	600円	0	2,000
令和3年度	600円	0	2,000
平成2年度	600円	0	2,000

イ 事業内容

事業項目	内 容	1人当たりの給付単価	令和4年度支給数
給付事業	会員の結婚祝金	30,000円	2
	会員の出生祝金	10,000円	9
	会員の退職餞別金	20,000円（3年以上）・花束	0
	会員死亡弔慰金	30,000円 花輪又は生花1本	0
	会員親族死亡弔慰金	10,000円 花輪又は生花1本	0
	会員父母死亡弔慰金	10,000円 花輪又は生花1本	1
	病気等見舞金	10,000円（入院3日以上）	0
	会員陣中見舞金（研修等）	10,000円 3週間以上の研修等	5
	会員陣中見舞金（災害援助隊）	10,000円 災害派遣者	0
	会員陣中見舞金（訓練参加）	5,000円 訓練派遣	6

I 名西消防組合職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任用状況

(1) 試験、選考に関する制度の概要

地方公務員法第15条に、職員の任用は、受験成績・勤務成績・その他の能力の実証に基づいて行われなければならないと規定されているとおり、人事行政のもっとも重要な部分の1つであり、この制度により適材を確保し、適所を与えて公務能率を増進させるものです。

(2) 採用試験による採用者数（試験の種類・職種）

0名（筆記及び体力試験、面接試験・消防吏員 採用者無し）

(3) 昇任の状況（昇任は元年度中）

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
	4	1	1	4

昇任試験による昇任状況

消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長	
受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者

選考による昇任状況

消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長
	4	1	1	4

2 再任用制度実施状況

(1) 制度の概要

平成13年度から公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の65歳への段階的な引き上げ。また、平成25年度以降（消防司令以下の職員については平成31年度以降）、報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することで、雇用と年金を確実に接続することとする制度。

(2) 再任用の状況

〈地方公務員法第28条の5による再任用〉

令和元年度該当職員1名。（再任用短時間勤務職員）

3 職員の離職状況（令和元年度中）

	項 目	人 数
1	定 年 退 職 者	1
2	勸 奨 退 職 者	
3	早期退職優遇措置による退職者	
4	普 通 退 職 者	
5	分 限 退 職 者	
6	懲 戒 免 職 者	
7	死 亡 退 職 者	
8	任期満了による離職者	
9	合 計	1

4 職員の在職状況

職種別、年齢別職員数

平成31年4月1日現在

年 齢	18歳未満	18歳～19歳	20歳～21歳	22歳～23歳	24歳～25歳	26歳～27歳	28歳～29歳	30歳～31歳
消防吏員		1	5	6	4	6	3	3
その他								
年 齢	32歳～33歳	34歳～35歳	36歳～37歳	38歳～39歳	40歳～41歳	42歳～43歳	44歳～45歳	46歳～47歳
消防吏員	1			4	1	2	4	2
その他								
年 齢	48歳～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳
消防吏員	3	1	1	1	1			
その他								
年 齢	57歳	58歳	59歳	60歳	合 計	平均年齢	合 計	平均年齢
消防吏員		1	1		5 1	3 4	5 1	3 4
その他								

※再任用短時間勤務職員1名を除く

5 職員数の状況

区分 部門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和元年	平成30年		
消 防 職	5 1 (1)	5 4 (1)	▲ 3 (0)	平成30年度（定年2名・勸奨1名・再任用2名が退職）に対し、令和元年度（石井町から出向1名・新規採用1名）のため

1 職員数は消防職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時非常勤職員を除く。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

Ⅱ 名西消防組合職員の人事評価の状況

1 職員の人事評価について

(1) 概要

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることを目的とし、人事評価制度が導入されました（施行平成28年4月1日）。

これに伴い、「名西消防組合人事評価規程」を制定したところであり、人材育成型の人事評価制度を行っています。

実施状況

年 度	管理職員	一般職員
元年度	○	○

Ⅲ 名西消防組合職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

令和元年度、名西消防組合職員の人件費の状況は表のとおりです。人件費は、管理者・副管理者・議員・監査委員の報酬、職員給（給与・職員手当）・共済組合・退職組合等の負担金・災害補償費等があります。

区 分	歳出額A	実質収支	人件費B	令和元年度の人件費率 B/A
	千円	千円	千円	%
令和元年度	425,311	9,658	363,858	85.55

※再任用短時間勤務職員1名を含む

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

名西消防組合職員の令和元年度の職員給与費の状況は表のとおりです。

*毎月決まって支給されるもの — 給料・扶養手当・住居手当・通勤手当・その他（管理職手当）

*勤務した実績に応じて支給されるもの — 超過勤務手当・特殊勤務手当（機関員・火災出動・救急出動等）

*臨時に支給されるもの — 期末・勤勉手当（年間合計4.45月分）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	52	161,722	44,680	65,389	271,791	5,226.75

※再任用短時間勤務職員1名を含む

3 管理者等の報酬

区 分	報 酬 (年 額)	備 考
管 理 者	72,000円	
副 管 理 者	54,000円	
議 長	42,000円	
副 議 長	36,000円	
議 員	30,000円	
監 査 委 員	9,000円	

4 職員の給与の状況（再任用短時間勤務職員1名を含む）

単位：千円

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
R元年度	52	442	161,722	110,069	272,233	57,273	329,506	
H30年度	55	450	169,904	107,434	277,788	59,414	337,202	
比 較	▲ 3	▲ 8	▲ 8,182	2,635	▲ 5,555	▲ 2,141	▲ 7,696	

職員手当 の 内訳		時間外勤務手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
	R元年度	6,905	5,604	3,954	3,319	3,358	2,976
	H30年度	6,892	5,096	3,693	3,245	3,379	2,976
	比 較	13	508	261	74	▲ 21	0

職員手当 の 内訳		期末勤勉手当	夜間勤務手当	休日勤務手当			
	R元年度	65,389	2,101	16,463			
	H30年度	65,978	2,099	14,076			
	比 較	▲ 589	2	2,387			

5 職員の平均給料月額

区 分		管 理 職	事 務 職	消 防 職 員
令和2年 1月 1日 現在	平均給料月額 (円)	396,950	—————	246,605
	平均年齢 (歳)	54.2	—————	34.8
平成31年 1月 1日 現在	平均給料月額 (円)	389,600	—————	245,787
	平均年齢 (歳)	54.5	—————	35.3

6 等級別基準職務表

等 級	基 準 と な る 職 務
1 級	消防士の階級で定型的な業務を行う職務
2 級	消防副士長の階級で、主任の職務
3 級	消防士長の階級で、主査又は係長の職務
4 級	困難な業務を行う主査の職務 消防司令補の階級で 消防署の署長補佐の職務 消防本部の課長補佐の職務
5 級	消防司令の階級で、消防署の署長又は副署長の職務 消防司令の階級で、消防本部の課長又は主幹の職務
6 級	消防司令の階級で、消防本部次長の職務
7 級	消防司令長の階級で、消防長の職務

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数

平成31年4月1日 現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		職制上の段階			
		(人)	(%)	(人)	(%)	段 階	
1 級	消防士の階級で定型的な業務を行う職務	1 6	31.3	1 6	31.3	係 員	
2 級	消防副士長の階級で、主任の職務	1 2	23.5	1 2	23.5	主任級	
3 級	消防士長の階級で、主査又は係長の職務	3	5.9	3	5.9	係長級	
4 級	消防司令補の階級で 困難な業務を行う主査の職務	5	9.8	1 3	25.5	課 長 補佐級	
	消防署の署長補佐の職務	5	9.8				
	消防本部の課長補佐の職務	3	5.9				
5 級	消防司令の階級で	消防署の副署長の職務	1	5	9.8	課長又は 主幹級	
		消防本部の主幹の職務					
		消防署の署長の職務	2				3.9
		消防本部の課長の職務	2				3.9
6 級	消防司令の階級で、消防本部次長の職務	1	2.0	1	2.0	次長級	
7 級	消防司令長の階級で、消防長の職務	1	2.0	1	2.0	消防長級	
	合 計	5 1	100	5 1	100		

※再任用短時間勤務職員 1 名を除く

8 初任給の状況

区 分	消 防 職 員 (円)
高 校 卒	1 4 8, 6 0 0
短 大 卒	1 6 1, 3 0 0
大 学 卒	1 8 0, 7 0 0

9 昇給

区 分	令和元年度		平成30年度	
	管理職	消防吏員 (管理職以外)	管理職	消防吏員 (管理職以外)
職員数 (A) (人)	6	45	6	48
昇給に係る職員数 (B) (人)	4	45	3	44
号給数別内訳	1号給 (人)			
	2号給 (人)			
	4号給 (人)	4	44	3
	6号給 (人)		1	1
	8号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)	66	100	50	91

※再任用短時間勤務職員1名を除く

10 期末・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の階級、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和元年度	2.250	2.250	4.50	有	
平成30年度	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.250	2.250	4.50	有	

※再任用短時間勤務職員1名を除く

1 1 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	〃	〃	〃	〃	〃	

1 2 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	管 理 職	消 防 吏 員
給料総額に対する比率 (%)	2.0	0.0	2.0
支給対象職員の比率 (%)	100.0	0.0	100.0
代表的な特殊勤務の名称	消火・救急のための出動手当・機関員手当・深夜勤務手当・派遣手当		

1 3 その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	_____
住 居 手 当	同 じ	_____
通 勤 手 当	同 じ	_____

IV 名西消防組合職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 1週間の勤務時間 ー 4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分です。

(2) 週休日及び

勤務時間の割振り ー 日曜日及び土曜日は週休日です。

月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られています。

交代制勤務者の1当務勤務時間は15時間30分です。勤務サイクルは3回当務して1回休み、8週間に1回の指定休が与えられています。

(3) 休憩時間 ー 1日の勤務時間が、6時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を置くものとされています。

(4) 休息時間 ー 条例の制度としては残されているが、現在は運用していない。

(5) 勤務時間 ー 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分、休憩時間は12時から13時までです。
交代制勤務者の当番日の正規の勤務時間は、8時30分から翌日8時30分、休憩時間は12時から13時まで、17時15分から18時15分まで、22時から翌日4時30分までです。

2 年次有給休暇

(制度の概要)

年次有給休暇は、いわゆる週休日のほかに、毎年一定日数の「勤労から開放される日」を与え、これを有給とすることによって、職員に休養をとらせ、心身の疲労回復、ひいては労働力の維持培養を図ることを趣旨としています。

年次有給休暇は、一年度ごとにおける休暇で日数は20日、前年からの繰越日数が20日合計で最大40日です。

(有給休暇取得状況)

令和元年12月末日現在

年 次 有 給 休 暇 取 得 日 数					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏 員 数	有給休暇取得延べ日数	平均取得日数	吏 員 数	有給休暇取得延べ日数	平均取得日数
12	204 日	17 日	40	665日	16.625日

※再任用短時間勤務職員1名含む

3 特別休暇

(制度の概要)

特別休暇は、選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他の特別休暇の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として条例で定められている休暇です。

(特別休暇取得状況)

令和元年12月末日現在

特 別 休 暇 取 得 日 数					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏 員 数	特別休暇取得延べ日数	平均取得日数	吏 員 数	特別休暇取得延べ日数	平均取得日数
12	13 日	1.08 日	40	49 日	1.225日

※再任用短時間勤務職員1名含む

4 育児休業及び部分休業

(制度の概要)

育児休業及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し、職員の3歳に満たない子を養育するために、3歳に達する日まで育児休業ができる制度です。

(育児休業及び部分休業の取得状況)

令和元年12月末日現在

育児休業及び部分休業取得状況					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏員数	育児休業及び部分休業取得人員	延べ取得期間	吏員数	育児休業及び部分休業取得人員	延べ取得期間
12	0	0	40	0	0

※再任用短時間勤務職員1名含む

5 介護休暇

(制度の概要)

介護休暇は、職員の配偶者・父母・子・配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護するための休暇です。

(介護休暇の取得状況)

令和元年12月末日現在

介護休暇取得状況					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏員数	介護休暇取得人員	平均取得日数	吏員数	介護休暇取得人員	平均取得日数
12	0	0	40	0	0

※再任用短時間勤務職員1名含む

6 病気休暇

(制度の概要)

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇です。期間は、一般的な負傷又は疾病は90日以内、その他公務上及び結核性疾患は180日以内です。

(病気休暇取得状況)

令和元年12月末日現在

病 気 休 暇 取 得 状 況					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏 員 数	病気休暇取得人員（人）	延べ取得日数	吏 員 数	病気休暇取得人員（人）	延べ取得日数
12	4	23日	40	6	26日

※再任用短時間勤務職員1名含む

7 職務専念義務の免除

(制度の概要)

地方公務員法第35条の規定により職務専念義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができます。

(1) 法律に基づく場合

- ア 休職
- イ 停職

(2) 条例に基づく場合

- ア 休日休暇に関する事項
休日・年次有給休暇・特別休暇
- イ 勤務時間に関する事項
休憩時間

ウ 職務に専念する義務の特例に関する条例

(ア) 研修を受ける場合

(イ) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(ウ) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

(職務に専念する義務の特例に関する条例の規定による免除の状況)

令和元年12月末日現在

職務専念義務免除					
消防吏員（毎日勤務者）			消防吏員（交代制勤務者）		
吏員数	延べ免除日数	平均日数	吏員数	延べ免除日数	平均日数
12	14日	1.16日	40	28日	0.7日

※再任用短時間勤務職員1名含む

職員の休業に関する状況 (当面は使用しない)

平成〇〇年度の名西消防組合職員の休業の取得状況は、次のとおりです。

1 育児休業の取得

(1) 育児休業承認 (単位 人)

区 分	6月以下	6月超～ 1年以下	1年超～ 1年半以下	1年半超～ 2年以下	2年超～ 3年以下	合 計
男 性 職 員						
女 性 職 員						
合 計						

(2) 部分休業承認期間 (単位 人)

区 分	1年以下	1年超～ 2年以下	2年超～ 3年以下	3年超～ 4年以下	5年超	合 計
男 性 職 員						
女 性 職 員						
合 計						

(3) 1日の部分休業取得時間 (単位 人)

区 分	30分以下	30分超～ 60分以下	60分超～ 90分以下	90分超	合 計
男 性 職 員					
女 性 職 員					
合 計					

V 名西消防組合職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(制度の概要)

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能率を維持することを目的として職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

分限処分の状況

令和元年度

分 限 処 分 の 状 況				
降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	合計 (人)
0	0	0	0	0

2 懲戒処分

(制度の概要)

懲戒処分は、任命権者が職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものです。

懲戒処分の状況

令和元年度

懲 戒 処 分 の 状 況				
戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	合計 (人)
0	0	0	0	0

VI 名西消防組合職員のサービスの状況

1 地方公務員のサービス規律の概要

地方公務員法では、職務を遂行するにあたってサービスの根本基準の趣旨として2つ挙げられます。

(1) 公務員の基本的な性格 — 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること

(2) 職務専念義務 — 職務専念義務は地方公務員法第35条でより具体的に規定されておりサービス全体に通じる基本原則

2 地方公務員法に定められているサービス上の義務

(1) サービスの根本基準 (第30条)

(2) サービスの宣誓 (第31条)

(3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (第32条)

(4) 信用失墜行為の禁止 (第33条)

(5) 秘密を守る義務 (第34条)

(6) 職務に専念する義務 (第35条)

(7) 政治的行為の制限 (第36条)

(8) 争議行為等の禁止 (第37条)

(9) 営利企業等の従事制限 (第38条)

3 服務規律の確保及び綱紀肅正のためにとった措置の概要

- (1) ゴールデンウィーク時の事故防止 ー 対象職員全職員
- (2) 年末年始時の事故防止 ー 対象職員全職員
- (3) 交通安全運動期間の周知 ー 対象職員全職員
- (4) 綱紀肅正について ー 対象職員全職員

4 営利企業等の従事許可の状況

令和元年度中の許可はありませんでした。

Ⅶ 名西消防組合職員の退職管理の状況

1 職員の退職管理について

(概要)

「地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正に伴い、元職員による現職職員への働きかけを禁止する規則等が導入されました（施行：平成28年4月1日）。

名西消防組合においては、平成28年度中に名西消防組合職員の退職管理に関する条例等制定し、法や条例の定めに従い、職員の退職管理の適正を確保するとともに、管内住民の皆様からのより一層の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2 職員の離職状況（令和元年度中）

令和	定年退職者	再任用職員	1名
		民間企業	0名
		県・他の町村	0名
		その他	0名
元年度	うち規則等で定める退職者	関係町再任用	0名
		再任用職員	1名
		その他	0名

Ⅷ 名西消防組合職員の研修の状況

1 研修の実施状況

徳 島 県 消 防 学 校					
初任教育	専 科 教 育				
初任科	警防科	予防査察科	救急科	救助科	火災調査科
1	1		1		1

徳 島 県 消 防 学 校					
専科教育	幹部教育		特別教育		救命士
特殊災害科	初級幹部科	上級幹部科	水難救助	応急手当指導員講習①	処置拡大追加講習
	1		1		

救 急 救 命 九 州 研 修 所		救急救命東京研修所
救急救命士研修生	指導救命士処置拡大追加講習	救急救命士研修生
1	—————	—————

消 防 大 学 校		
消防長・学校長科	火災調査科	
1	1	

IX 名西消防組合職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康管理事業

(1) 職員の健康診断の実施状況

- ア 健康診断 ー 年1回実施
- イ 潜水隊員に対する健康診断
- ウ 人間ドック ー 希望者・交代制勤務職員
- エ B型肝炎抗体検査・ワクチン接種 ー 交代制勤務職員
- オ 新規採用者に対するB型・C型肝炎・水痘・風疹・麻疹・ムンプス・結核検査
- カ 新規採用職員に対するB型肝炎ワクチン接種・ムンプス・水痘・風疹・麻疹
- キ 救急救命士に対する各種抗体検査・ワクチン接種
- ク インフルエンザ予防接種

(2) 災害補償の実施状況

(制度の概要)

昭和42年12月に地方公務員災害補償法が施行されました。同法に基づき徳島県内各地方公共団体に代わって一元的に地方公務員災害補償基金徳島県支部が災害補償の実施を行っています。不幸にして職員が被災した場合、迅速かつ公正な補償を実施するため万全の体制で取り組んでいます。

補償の種類

療養補償 休業補償 傷病補償年金 傷害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償 福祉補償

令和元年度中の災害補償の認定請求はありませんでした。

2 福利厚生事業

名西消防組合職員の年金制度及び健康保険制度は、徳島県市町村職員共済組合で行っています。その他の福利厚生事業は、名西消防組合職員互助会で行っているものもあります。

(1) 徳島県市町村共済組合について

ア 事業主負担率

		千分率						
		厚生年金	基礎年金	短期	退職等年金	経過的長期	保健	介護
標準報酬月額 及び標準 期末 手当等	4月～8月	91.5	39.7	50.28	7.5	0.1098	1.8	7.21
	9月～3月	91.5						

イ 負担金

単位千円

職員共済費	58,689
退職手当組合負担金	32,988
地方公務員災害補償基金	735
合計	92,412

(特別負担金含む)

(2) 名西消防組合職員互助会について

ア 会費

	職員会費（月額） （均等割）	消防組合 負担金	消防組合補助金 （1人当たり）
令和元年度	600円	0	2,000
平成30年度	600円	0	2,000
平成29年度	600円	0	2,000

イ 事業内容

事業項目	内 容	1人当たりの給付単価	令和元年度受給者数
給付事業	会員の結婚祝金	30,000円	3
	会員の出生祝金	10,000円	1
	会員の退職餞別金	20,000円（3年以上）・花束	1
	会員死亡弔慰金	30,000円 花輪又は生花1本	0
	会員親族死亡弔慰金	10,000円 花輪又は生花1本	4
	会員父母死亡弔慰金	10,000円 花輪又は生花1本	0
	病気等見舞金	10,000円（入院3日以上）	0
	会員陣中見舞金（研修等）	10,000円 3週間以上の研修等	3
	会員陣中見舞金（災害援助隊）	10,000円 災害派遣者	0
	会員陣中見舞金（訓練参加）	5,000円 訓練派遣	1